



人生を共に歩む  
パートナーに

- Hirado City Public Relations -  
広報ひらど  
2 / 15  
February 2022  
お知らせ版

相談料  
無料  
とき 3/6 日

## 婚活相談会開催

☎ 地域協働課定住推進班 ☎22-9105

平戸市では、市内独身者を対象に、個別の婚活相談会を定期的に行っています。市内在住で、「婚活に興味はあるけど、何から始めればよいかわからない」「婚活中だけど、なかなか上手くいかない」と悩んでいる独身の皆さんや、「息子や娘の結婚について相談したい」と考えている家族の皆さん、この機会にぜひご相談ください。

- ところ** 平戸市未来創造館 会議室B
- 対象** 平戸市内に在住の20歳以上の独身者、またはそのご家族（親子での参加も可）
- 申込方法** 地域協働課定住推進班（☎22-9105）へ電話でお申し込みください。（3月4日締切）

Hirado city Public Relations  
2022.2.15 令和4年2月15日号  
UD FONT by MORISAWA  
[編集・発行] 平戸市人事課 ☎859-5192 長崎県平戸市岩の上町1508番地3  
TEL/0950-22-9102 FAX/0950-22-2419  
URL http://www.city.hirado.nagasaki.jp/ E-mail kouhou@city.hirado.lg.jp  
印刷/有隣堂社ケンボクプリント

# 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変世帯に向けた 臨時特別給付金の支給

- 支給対象世帯**  
「住民税非課税世帯向け臨時特別給付金」の支給対象世帯以外の令和3年度（令和2年分）住民税課税世帯で、令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響で減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の水準まで減少した世帯。  
※「住民税非課税世帯向け臨時特別給付金」の支給対象世帯には、2月中に平戸市役所から確認書が届きます。
- 支給額**  
1世帯あたり **10**万円
- 支給時期**  
申請受付後、順次支給
- 申請方法**  
申請時点で住民登録のある市区町村への**申請が必要**です。  
○申請方法 窓口（平戸市役所1階⑥番窓口、各支所、各出張所）での申請または郵送  
○郵送宛先 〒859-5192 平戸市岩の上町1508番地3 平戸市役所福祉課総務班  
○申請書類 申請に必要な書類は上記窓口または平戸市ホームページ（QRコードより）で入手できます。  
○申請期間 2月15日（火）～9月30日（金）  
※詳しい内容については平戸市ホームページをご覧ください。 [平戸市ホームページ▶](#)

**非課税相当限度額**  
住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1カ月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。  
※適用される限度額は、下記の早見表を参考にしてください。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額 （収入額ベース）※給与収入等	非課税相当所得限度額 （所得額ベース）※収入－経費
単身または扶養親族がない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族（計1人）を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族（計2人）を扶養している場合	1,658,000円	1,108,000円
配偶者・扶養親族（計3人）を扶養している場合	1,938,000円	1,388,000円
配偶者・扶養親族（計4人）を扶養している場合	2,218,000円	1,668,000円

**お問い合わせ**

- 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（制度の内容に関すること）  
**☎0120-526-145**  
（受付時間 午前9時～午後8時）
- 平戸市役所内窓口（支給に関すること）  
福祉課総務班（本庁1階⑥番窓口）※平日のみ  
**☎22-9130**  
（受付時間 午前8時30分～午後5時15分）  
▶Eメール fukushi\_somu@city.hirado.lg.jp



# 見逃せない情報がココに

「募集」「お知らせ」などの重要な「情報」が満載  
15日号も見落とさないで、要チェック!

- 平戸市役所 ☎22-4111
- 生月支所 ☎22-9200
- 田平支所 ☎22-9210
- 大島支所 ☎55-2511
- 中部出張所 ☎22-9180
- 南部出張所 ☎22-9190
- 館浦出張所 ☎22-9204
- 度島連絡所 ☎22-9176

## 募集

### 農地中間管理制度の活用

農地中間管理制度は農地中間管理機構(委託先窓口平戸市)が農地所有者と耕作者の間に立って貸借の橋渡しをする制度です。

#### ○制度概要

①農地所有者は平戸市へ農地の貸付申出をする  
と、耕作者(借受申出者)へ農地情報が提供されま  
す。

②耕作者は平戸市へ借受申出をすると、貸付希望の農地情報を受け取ることが出来ます。

③耕作者は借受したい農地があれば貸借の手続きが出来ます。

○その他 詳しくは、農林課窓口にて備え付けのチラシ、または長崎県農業振興公社ホームページをご覧ください。

#### ○農地中間管理マッチング会

税帯で0歳児クラスから2歳児クラス(3歳になつた後の最初の3月31日まで)の子ども

※認可外保育施設などとは、主に認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業のことです。

○申請手続き 認定を希望する場合は、申請書に必要書類(保護者の勤務証明書など保育を必要とする事由を確認できる書類)を添えて、こども未来課子育て支援班(新制度未移行幼稚園は教育委員会教育総務課)、または利用する施設に提出してください。

※申請関係書類は、こども未来課子育て支援班、教育委員会教育総務課の窓口で配布します。また、平戸市ホームページからもダウンロードできます。

○申込期限 3月14日(月)

○問 こども未来課子育て支援班  
(☎22-9137)

貸付希望農地の詳細情報を提供しています。

○とき 2月28日(月) 3月4日(金)午前9時～午後5時

○ところ 平戸市役所2階小会議室

○問 農林課農山村対策班  
(☎22-9150)

### 国有林モニター募集

林野庁九州森林管理局では、国有林を身近に感じてもらうために、国有林への意見を報告する「国有林モニター」を募集しています。

#### ○業務内容

▼アンケートへの回答

▼国有林について意見報告

▼モニター会議への出席

○期間 令和4年～令和5年(2年間)

○応募資格 20歳以上

※森林・林業および国有林に関心があり、期間中、各業務に従事できる人

○募集人数 30人程度

### 休日のマイナンバーカード交付窓口開設

平日の開庁時間に来庁できない人のために、休日にマイナンバーカードの交付申請および交付を受け付けます。

利用する場合は、必ず2月25日(金)の午後5時までに電話予約をお願いします。

○とき 2月27日(日)午前8時30分～午後5時

○ところ 平戸市役所1階

#### ○3番窓口

○留意事項 戸籍や住民票の交付などには行いません。毎週木曜日の延長窓口(午後7時まで)も利用できます。

○今後の実施日 広報ひらどで随時お知らせします。

○問 市民課戸籍住民班  
(☎22-9123)



○応募締切日 2月25日(金)

○申込方法 九州森林管理局ホームページの応募フォームから

※利用できない場合は、九州森林管理局(☎096-328-3642)へ連絡してください。

○問 農林課農林整備班  
(☎22-9151)

### 乳幼児への育児用品貸出事業第1期募集

乳幼児の健やかな成長を支援し、保護者の経済的負担を軽減するため、育児用品を貸し出します。

#### ○貸出用品・貸出期間

①ベビーベッド15台・最長1年

②ベビースケール(体重計)20台・1～3カ月

③ベビーバス10台・1～3カ月

④チャイルドシート10台・最長1年

※応募者多数の場合は、抽選とします。

※育児用品の貸し出し・返

却は、こども未来課子育て支援班または各支所地域振興課、各出張所が窓口となります。



#### ○対象者

平戸市内に住所を有する乳幼児(令和4年6月30日(木)までに出産予定を含む)の保護者または里帰り先の祖父など。ただし、保育料などの滞納者を除く。

#### ○申請方法

母子健康手帳を持参の上、市民課総合窓口または各支所地域振興課、各出張所に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、申請してください。

#### ○申請期間

3月1日(火)～14日(月)

※出産予定日の2週間前より貸し出し可能です。

## ○問 こども未来課子育て支援班 (☎22-9137)

### お知らせ 幼児教育・保育の無償化に必要な認定

施設等利用給付の対象である新制度未移行幼稚園(やよい幼稚園など)や幼稚園・認定こども園(教育部分)の預かり保育、認可外保育施設などを、4月から新たに利用する子どもが、幼児教育・保育の無償化を受けるためには、施設等利用給付認定申請が必要です。

#### ○認定が必要な人

▼新制度未移行幼稚園を利用する満3歳から小学校就学前までの子ども

▼預かり保育、認可外保育施設などを利用する3歳児クラス(3歳になつた後の最初の4月以降)から小学校就学前までの子どもと、住民税非課

## まき網漁業の魅力を小中学生に

問 山田・館浦地区まちづくり運営協議会 ☎53-1550

1月25日、まき網漁業を紹介するクリアファイルが、山田館浦地区まちづくり運営協議会から生月町の小中学校に寄贈されました。

このクリアファイルは、地域の基幹産業である「まき網漁業」の魅力発信と後継者確保を目的として制作されました。表面には、安全性向上のため大型化された漁船の雄姿が、裏面には主要な漁場とまき網漁法のしくみや季節ごとの魚種が紹介されています。

※配布を希望する人は、山田・館浦地区まちづくり運営協議会までご連絡ください。



▲クリアファイル表面



▲クリアファイル裏面